

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

令和3年6月3日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

株式会社ヨードクリーン

(2) 代表者名

代表取締役 小石 玖三主

(3) 主たる事業所の所在地

京都市西京区樫原盆山15番地1 リーフファーストビル

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置

(2) 種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（破碎施設）の設置

(3) 規模

1日当たりの処理能力 55.3t

3 事業実施想定区域

京都市西京区樫原秤谷39番地1, 41番地, 77番地

京都市西京区樫原芋峠61番地

4 配慮書案の縦覧の場所，期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

(2) 縦覧の期間

令和3年6月3日から同年7月2日まで（土曜日，日曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから，配慮書案を閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000284914.html>

6 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

令和3年6月3日から同年7月2日まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)